

大樹町役場庁舎建設設計業務
プロポーザル実施要領

平成30年7月

大 樹 町

1 目的

本公募型プロポーザルは、「大樹町役場庁舎建設基本構想（平成30年7月策定）」を踏まえ、新庁舎建設のため大樹町役場庁舎建設設計業務を委託するにあたり、発注者の考えに柔軟に対応できる技術力及び豊富な経験等を有する事業者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務名、業務内容及び履行期限

(1) 委託業務名

大樹町役場庁舎建設設計業務

(2) 業務内容

役場新庁舎とこれに附帯する外構の基本設計・実施設計

現況測量調査、地質一般調査、木質ボイラー導入に係る調査、現庁舎等の一部を利活用するための調査を含む

(3) 履行期間

基本設計は契約締結日の翌日から平成31年5月30日

実施設計は契約締結日の翌日から平成32年1月20日

※現況測量調査、地質一般調査、木質ボイラー導入に係る調査、現庁舎等の一部を利活用するための調査は基本設計と同期間とする。

3 事業計画の概要

(1) 施設の名称 大樹町役場庁舎

(2) 建設予定地 広尾郡大樹町東本通3番地他

(3) 敷地面積 13,774.92㎡

(4) 延床面積 2,870㎡程度

内訳 役場庁舎 2,600㎡(内、農林水産課と隣接する場所に民間事業所 100㎡1室)

民間事業所 270㎡(役場出納課と隣接する民間事業所)

※民間事業所の部分については、基本設計段階で大きく面積が減少する場合がある。

(5) 用途地域

第1種住居地域他

(6) 周辺道路

東側：施設内道路

西側：国道236号(進入不可)

南側：町道(進入可)

北側：なし(柏林公園に隣接及び施設内道路有り、施設内道路は道道清水大樹線に接続)

(7) 駐車場

建設予定地敷地に、駐車場148台分の整備を予定。

役場、民間事業者と共同利用

第一駐車場 43台 内訳：来庁者用40台、障がい者用3台

第二駐車場 105台 内訳：職員等75台、公用車30台

4 設計者審査の概要

(1) 名称

大樹町役場庁舎建設設計業務プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)

(2) 方式

公募型プロポーザル方式とし、審査は2段階で行う。

【第一次審査】

参加表明書等の書類審査(技術提案を含む)を行い、条件に適合する参加者について、評価し、評価点の高い順に、第二次審査の参加要請を5者程度を選定する。

【第二次審査】

第一次審査により選定された提案者を対象としたプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会で最優秀者及び優秀者(次点)を各1者選定する。

(3) 審査委員会

設計者の選定は、別に定める大樹町プロポーザル選定委員会設置要綱の定めに基づき設置する「大樹町役場庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の評価により行う。

なお、審査は非公開とし、審査委員との接触を防ぐため委員名の公表は行わない。

(4) 設計者選定のスケジュール

項	目	日	程
プロポーザル実施公告		平成30年7月30日(月)	
実施要領等の配布期間		平成30年7月30日(月)～9月7日(金)	
参加表明書・技術提案書等に関する質問の提出期限		平成30年8月17日(金)	
参加表明書等に関する質問に対する回答		平成30年8月23日(木)	
参加表明書・技術提案書等の提出期限		平成30年9月10日(月)	
第一次審査		平成30年9月18日(火)	
第一次審査結果通知(送付日)		平成30年9月21日(金)	
第二次審査		平成30年10月4日(木)	
第二次審査結果通知(送付日)		平成30年10月9日(火)	
業務委託契約の締結		平成30年10月中旬	

5 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格者は、北海道内に本社(店)、又は、支社(店)がある者で、次に掲げる資格を満たしている単体企業とする。

- (1) 大樹町の平成29、30年度競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、「建築設計」に登録されていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所として登録されていること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者、又は、同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書等の提出期限最終日までの間において、大樹町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 大樹町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年大樹町条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 国、又は、地方公共団体の庁舎(執務室及び窓口を主としたもの)で延床面積1,700㎡以上の建物又は、国土交通省告示第15号別添二による類型四の第1類(事務等)、又は、第2類(銀行、本社ビル、庁舎等)で延床面積1,700㎡以上の建物の履行実績を有していること。
また、履行実績の対象となる建物は平成15年以降に設計した建物であること。

6 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者(※注1)及び各分担業務分野(※注2)の主任技術者(※注3)は、それぞれ1名ずつ専任で配置することができること。
- (2) 管理技術者、建築意匠主任担当技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- (3) 構造主任担当技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
- (4) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は、建築設備士の資格を有すること。
- (5) 参加者は、他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- (6) 管理技術者、建築意匠主任担当技術者は、再委任できないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合、再委託先の建設コンサルタントが大樹町の入札参加者資格者名簿に登録されていることを要しないが、再委託先は前記5 プロポーザルの参加資格の(3)、(5)及び(6)に定める要件に該当する者でなければならないこと。

※注1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

※注2 記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、「建築意匠」、「構造」、「電気」、「機械(給排水設備、空調換気設備、昇降機)とする。

※注3 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

- (8) 町では実施設計段階で建設施工者が関わるECI方式(技術協力・施工タイプ)の導入を

検討しているため、導入について承諾できること。

7 失格要件

- (1) 提出書類が本実施要領等の提出方法及び示された条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 審査委員又は事務局関係者に助言を求めることや不正な接触を行った場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング時に提案チーム担当者以外の者が出席した場合
- (5) その他本実施要領等に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

8 実施要領等の配布方法等

(1) 配布方法

大樹町のホームページからダウンロードして入手すること。

大樹町ホームページURL : <http://www.town.taiki.hokkaido.jp/>

(2) 配布期間

平成30年7月30日(月)から9月7日(金)まで

9 質問書の提出手続等

(1) 参加表明書等に係わる質問の受付及び回答

① 質問は、「質問書(様式第13号)」を作成し、電子メールにより事務局のメールアドレスに添付ファイルとして提出すること。

なお、持参、口頭及びFAXによる質問は、軽微な内容のものであっても一切受け付けないものとする。

② 質問書の提出期限

平成30年8月17日(金)午後5時まで

③ 回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、順次、回答する。

(質問書への回答最終予定：平成30年8月23日(木)午後5時)

10 参加表明書の提出手続

(1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式第1号)
- ② 設計事務所の概要(様式第2号)
- ③ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- ④ 設計事務所の主要業務実績書(様式第3号)
- ⑤ 設計事務所の業務実績詳細(様式第4号)
- ⑥ 管理技術者の主要業務実績等(様式第5号)
- ⑦ 管理技術者の業務実績詳細(様式第6号)
- ⑧ 各主任技術者の主要業務実績等(様式第7号)
- ⑨ 各主任技術者の手持業務量(様式第8号)
- ⑩ 建築意匠主任担当技術者の業務実績詳細(様式第9号)
- ⑪ 協力事務所の概要(様式第10号)

- ⑫管理技術者となる者の一級建築士の免許証の写し
- ⑬各分担業務分野の主任技術者となる者の建築士等の免許証等の写し
- ⑭業務実施方針(様式第11号)
- ⑮技術提案書(様式第12号)
- ⑯見積書(大樹町役場庁舎建設設計業務の費用)
 - ※提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体(以下「電子媒体」という。)を併せて提出すること。
 - 提出いただく見積書は、審査の評価や契約金額の参考とするものであり、直接、契約金額になるものでない。

(2)技術提案書の課題について

本業務における課題は、以下に示す事項とする。

課 題	テ ー マ	テ ー マ の 補 足
課題1	新庁舎や外構設備の建設レイアウトの提案	新庁舎の建設位置を現庁舎の北側か南側など、どの位置に配置するか、現庁舎や現庁舎南側にある車庫を新庁舎に合わせて効果的に活用する方法を含めて提案いただきたい。
課題2	未来を見据え、機能的な庁舎内のレイアウトについての提案	機能的な会議室(災害時の対策会議室を含め)、相談室の設置や町民ロビーや町民が利用しやすい業務窓口の設置など新庁舎でのレイアウトを含めて提案いただきたい。
課題3	自然エネルギーや新エネルギーに対応した経済的で維持管理しやすい庁舎の提案	特になし
課題4	防災拠点としての機能を備えた庁舎整備に関する提案	特になし 町では新庁舎に合わせて非常用発電機設置や防災行政無線の更新を予定
課題5	上記の課題1～4を具体化していくプロセス提案	

(3)提出部数 各10部(見積書は1部)

(4)技術提案書等の作成及び提出上の注意事項

- ①基本コンセプトや業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項等は、様式第11号(日本工業規格A3横用紙)に1枚以内、また上記(1)の課題1から5の各提案課題についての

- 提案は、課題ごとに様式第12号(日本工業規格A3横用紙)に各1枚以内で作成すること。
- ②技術提案書の記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図(着色・彩色可)は使用できるが、具体的な設計図、模型は使用してはならない。
- ③記述は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。なお、視覚的表現(イラスト等)以外に使用する文字の最小サイズは、10ポイントとする。
- ④電送及び電子媒体のみでの提出は受け付けない。
- ⑤提出後の技術提案書等の再提出及び付属書類の差し替え、修正は一切認めない。

(5) 提出先

担 当 課 : 大樹町役場総務課総務係
 住 所 : 089-2195 広尾郡大樹町東本通3 3 番地
 電話番号 : 01558-6-2112(内303)
 F A X : 01558-6-2495
 e-mail : soumu-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

(6) 提出方法

事務局(担当)に持参、又は、郵送により提出すること。
 ※持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとする。
 ※郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期限までに必着とする。

(7) 提出期限

平成30年9月10日(月)午後5時00分まで

11 第一次審査

(1) 資格審査

プロポーザルの参加資格、業務実施上の条件を満たしているかの資格審査を実施する。

(2) 評価審査

審査委員会で評価審査を実施し、第二次審査の参加要請者5者程度を選定する。

評 価 基 準	評 価 事 項
設計事務所及び担当チームの能力	技術者・技術力・主要業務実績 管理技術者の業務実績 建築意匠主任担当技術者の業務実績 各主任担当技術者の業務実績
業務の実施方針及び提案内容	業務に対する取り組み姿勢、技術提案書の内容を評価
建設設計業務見積金額	建設設計業務の見積金額の評価

(3) 選定方法

大樹町役場庁舎建設設計業務プロポーザル評価要領に基づき書類審査を行い、業務実施上の条件を満たす者のうち評価点の高い順に選定する。

(4) 選定数

第二次審査は、5者程度とする。

(5) 結果の公表及び通知

選定の結果は、平成30年9月21日(金)に電子メール及び郵送にて書面により通知する。

(予定)

また、町ホームページにおいて、参加表明者数等を公表する。

(6) 非選定通知

第一次審査の結果、第二次審査の参加者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面をもって通知する。

12 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等は、第一次審査の通知に合わせて通知する。(平成30年10月4日(木)に開催予定)

(1) 評価基準

評 価 基 準	評 価 事 項
設計事務所及び担当チームの能力	技術者・技術力・主要業務実績 管理技術者の業務実績 建築意匠主任担当技術者の業務実績 各主任担当技術者の業務実績
業務の実施方針及び提案内容	業務に対する取り組み姿勢、技術提案書の内容を評価
建設設計業務見積金額	建設設計業務の見積金額の評価
プレゼンテーション・質疑応答	提案能力やコミュニケーション能力の評価

(2) 最優秀者の決定

審査委員会は、第二次審査の得点を考慮し、最優秀者として1者、優秀者として1者を選定する。

(3) 結果の公表及び通知

第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の結果は、平成30年10月9日(火)に大樹町ホームページ等で公表するほか、第二次審査に参加した全ての提出者に対して、電子メール及び郵送にて書面により通知する。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項

①参加表明書に記載の管理技術者は必ず出席することとし、その他に各主任技術者の中から二人出席することができる。

②プレゼンテーションの内容は、提出された業務実施方針(様式第11号)及び技術提案書(様式第12号)の内容説明とし、ヒアリングの内容は、審査委員による質疑応答とする。

③説明に際しては、提出された技術提案書の内容でパソコン(プロジェクター)、又は、拡大パネルを使用して行うこととし、技術提案書の内容の変更や追加資料は一切認めない。

なお、パソコンで行う場合のプロジェクター(VGA、又は、HDMI接続)及びスクリーンは会場に用意するが、パソコン等は各自で用意すること。

13 費用の負担

参加表明書、技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、プロポーザル参加者の負担とし、参加報酬(報償費)等は、支払わない。

14 設計業務委託

(1) 委託業務名

大樹町役場庁舎建設設計業務委託

(2) 契約の締結

プロポーザルにおいて最優秀者として選定された提案者を相手方として再度、見積徴取し、契約交渉を行うものとする。

ただし、最優秀者として選定された者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により見積徴取が不可能となったときは、優秀者を相手方として、見積徴取し、契約交渉を行うものとする。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成32年1月20日(月)まで

(4) 契約金額

大樹町役場庁舎建設設計業務委託料は、72,909,720円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

なお、委託料に関しては、9月に当町で補正予算で計上を予定している金額であり、減額等される場合がある。

(5) 支払条件

前払金：なし

部分払：業務期間中1回(基本設計・地質調査・現況測量・木質ボイラー導入に係る調査・現庁舎等の一部を利活用するための調査の業務履行を確認のうえ、委託料支出を予定。)

(6) 契約保証金

大樹町契約規則第3条の規定に基づくものとする(契約金額の100分の10以上)。ただし、同規則同条第3項の規定に該当する場合はこの限りでない。

(7) 契約書作成の要否

要する

(8) 委託の概要

①技術提案書に記載された内容、プレゼンテーション及びヒアリングの内容については、基本的に尊重するが、プロポーザルは設計適格者を審査するものであり、基本設計等は「大樹町役場庁舎建設基本構想（平成30年7月策定）」など発注者の意見を取り入れて進めていくこととする。

②本業務の内容は、大樹町が定める契約書のほか、特記仕様書に基づき、業務を予定している。なお、特記仕様書の内容は、現時点において想定している業務内容等であり、今後において追加・変更となる場合がある。

③本業務を行うこととなった場合、参加表明書等に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、原則として変更することができない。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、大樹町の了解を得たうえで、同等以上の技術者に変更することができる。

15 本業務に係る工事の受注に関する制限

プロポーザルの結果、本業務を受注した設計者等(再委託先の設計者等を含む。以下、同じ。)及び本業務を受注した設計者等と資本・人事面等(※注)において関連があると認められた製造業者、又は、建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は、当該工事を請け負うことができない。

※注「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

16 その他の事項

- (1) 本実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員、又は、事務局等関係者にプロポーザルに対する援助等を直接、又は、間接に求めることはできない。
- (2) 提出書類の著作権は、大樹町に帰属することとする。ただし、大樹町と随意契約を締結しなかった参加者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (3) 最優秀者に選考された参加表明者から提出された技術提案書は、契約締結後に公開する。また、優秀者と契約締結となった場合についても同様の扱いとする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書等の提出書類は返却しない。
- (5) プロポーザルの参加表明者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局(担当)の承諾を得るものとする。
- (6) 審査の経過及び結果についての異議申立は受け付けない。